

市民が選ぶ市民公益活動団体支援制度 (1%支援制度)

「1%支援制度」(市民公益活動団体支援制度)は、個人市民税納税者が、あらかじめ申請のあったボランティア団体やNPO団体などの市民公益活動団体の中から支援したい団体を選び、その人の個人市民税額の1%相当額を、市がその団体に補助金として交付する制度です。市民公益活動の支援であるとともに、納税者のみなさんにとっては、ご自身が納める個人市民税の1%分の使い道を自分で決める「自分の意思で自分の税金を生かせる」制度です。

届出をしたみなさんから、新たに個人市民税1%分を納めていただくものではありません。

